

教育委員会議事録

(公開部分)

令和 7 年 3 月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和7年3月臨時会)

- 1 日 付 令和7年3月25日(火)
- 2 場 所 えびなこどもセンター 2階 201会議室
- 3 出席委員
- | | | | |
|------|--------|------|------|
| 教育長 | 伊藤 文康 | 教育委員 | 濱田 望 |
| 教育委員 | 武井 哲也 | 教育委員 | 海野 望 |
| 教育委員 | 藤吉 ひとみ | | |
- 4 出席職員
- | | | | |
|--|------|------------------|-------|
| 教育部教育支援
担当部長兼教育
支援担当次長事
務取扱兼教育支
援課長事務取扱 | 麻生 仁 | 教育部次長 | 吉川 浩 |
| 教育部参事兼就
学支援課長兼指
導主事 | 山田 圭 | 教育部参事兼教
育総務課長 | 西海 幸弘 |
| 教育部参事兼教
育支援課教育支
援担当課長兼支
援係長事務取扱
兼教育支援セン
ター所長兼指導
主事 | 小藺 洋 | 学び支援課長 | 松本 晃子 |
- 5 書 記
- | | | | |
|---------------|-------|---------|-------|
| 教育総務課総務
係長 | 小林 亮介 | 教育総務課主査 | 片山 考人 |
|---------------|-------|---------|-------|
- 6 傍聴人 0名
- 7 開会時刻 午後3時33分
- 8 付議事件
- (1) 審議事項
- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 8 号 | 海老名市教育委員会公印規程の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について |
- (2) 審議事項(非公開案件)
- | | | |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 海老名市フルインクルーシブ教育推進ビジョンと5年間の取組計画について |
|-------|----------|------------------------------------|
- 9 閉会時刻 午後4時22分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本臨時会の議事録署名委員は、濱田委員、武井委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

それでは、**日程第 1、議案第 8 号、海老名市教育委員会公印規程の一部改正について**を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部次長 それでは、海老名市教育委員会公印規程の一部改正についてご説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。議案第 8 号、海老名市教育委員会公印規程の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、海老名市教育委員会公印規程に定める様式の見直しを行いたためでございます。

詳細につきましては西海教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 それでは、2 ページをご覧くださいと思います。公印規程の一部改正についてということで、国による押印廃止に向けた取組等を勘案し、令和 3 年 7 月に申請書等に係る押印を廃止したところでございますが、今般、公印台帳に係る押印についても廃止したため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。第 3 号様式の押印欄を廃止するものでございます。

施行日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

3 のその他でございます。様式改正後、次の公印に係る台帳を再整備するものでございます。

次に、5 ページをご覧くださいと思います。新旧対照表がついてございまして、その下段の欄のちょうど真ん中辺りになりますが、保管開始年月日のところ、右側が旧になるんですけれども、押印の欄が残っている状態でございます。そちらを削除し、廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

これは押印というか、第 3 号様式の確認印のようなものをなくしすという意味だよね。

○教育総務課長　そうです。引継ぎがされた職名、氏名、その横に保管開始年月日を入れて、その方が押される欄があるのですけれども、そこを削除するものでございます。

○伊藤教育長　確認印が残っているから、その確認印をなくすという意味だよね。職印をなくすわけではないよね。

○教育部次長　押印廃止の流れでなくしていくということです。

○伊藤教育長　そうだよね。それで、４ページの公印台帳に基づいて新たに４月１日施行で再整備するということだよね。

○教育総務課長　はい。

○伊藤教育長　皆さん、いかがでしょうか。

○武井委員　特にはありません。

○教育総務課長　その他のところに書いてございます教育委員会印からずっと下の中学校長職務代理者印まで、教育委員会並びに学校で保管してございます。

○濱田委員　今回、各職印を押して、新たに台帳をつくり直すわけですね。分かりました。

○伊藤教育長　では、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長　ご質問等もないようですので、議案第８号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長　ご異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第８号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第２、議案第９号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長　それでは、資料６ページをご覧ください。議案第９号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則で定める所掌事務の一部改正を行いたいためでございます。

詳細につきましては西海教育総務課長からご説明申し上げます。

○教育総務課長　それでは、７ページをご覧くださいと思います。令和７年４月１日

付けで海老名市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程の一部改正により、教育委員会事務局職員等の補助執行に教育大綱の策定に関することが加わることから、標題規則についても同日付けで所要の改正を行いたいものでございます。

1の改正内容でございます。別表第1（第4条関係）でございますが、教育総務課総務係の事務分掌に教育大綱の策定に関することを加えるものでございます。

施行日は令和7年4月1日でございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。ちょうど中段になりますが、別表第1教育総務課の部総務係の項第9号中「総合教育会議」を「教育大綱の策定及び総合教育会議」に改めるものでございます。

9ページに新旧対照表を添えてございます。(9)に新旧対照表ということで載せてございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○濱田委員 ここで追加になる教育大綱の策定という事務分掌は、今まではどこにもなかったという理解でよろしいですか。

○教育総務課長 これまではございませんでした。ここで改めて、補助執行ということで、教育大綱の策定について改めて改正がなされるものでございます。

○武井委員 そうすると、今までの教育大綱を策定するときは、市長が主導して開催を企画していた感じなのでしたっけ。

○伊藤教育長 結果的に教育委員会がやっていたのですけれども、そのことがここに入っていなかっただけということで、ここで改めて教育大綱も補助執行の事務分掌の中に入れるということです。

○武井委員 なるほど。分かりました。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第9号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第9号を原案のとおり可

決いたします。

続いて、日程第3、議案第10号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 それでは、資料10ページをご覧ください。議案第10号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程で定める様式の見直しを行いたいためでございます。

詳細につきましては山田就学支援課長からご説明申し上げます。

○就学支援課長 では、資料11ページをご覧ください。海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についての詳細でございます。

校務分担を記載している様式について、学校での分担名称の見直しに対応して柔軟な運用をしたいため、軽易な変更の際の例規改正が不要となるように所要の改正を行うものでございます。

1、改正内容につきましては後ほどご説明いたします。第16号様式を別紙のように改めるものでございます。

2、施行日は令和7年4月1日でございます。

資料12ページをご覧ください。新たな様式になります。16号様式になります。

では、変更箇所について説明いたします。資料14ページをご覧ください。右側が旧、左側が新です。2、校務分担担当教員と書いてある中の名称、教務担当、保健担当等削除してあります。

説明は以上です。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○海野委員 校務分担担当教員というところに、今、右側で入っているものが変わることがあるためにということではよろしかったでしょうか。

○就学支援課長 今回、新旧対照表を見ていただくと、校務分担教員の右の列の下から3番目、教育相談コーディネーターという名称があります。これは県が定めている相談コーディネーターの名称ですが、本市といたしましては、今後フルインクルーシブを進めてい

くに当たって、教育支援コーディネーターと名称を変更したいという考えがあります。その上、地域連携・小中一貫担当も実態に合わせて名称を変更したいということがありまして、その場合、例規の改正が必要だということで、今後このようなことがあった場合、軽易なものについては改正が不要になるようにこの部分の文言を外す形になりました。

○**武井委員** もともと校務分担の担当職員等報告書の中で必ず入れなくてはいけない欄等は毎年担当部署が決まっているのですか。それがあるのだったら、それだけ入れて、変更部分だけ除いたほうがよかったのかと思ったのですけれども、そのご意見を聞かせていただければと思います。

○**就学支援課長** 例えば教務担当や保健担当は基本的に入ってくるものです。内容としては大きく変わる方はほとんどないかと思うのですけれども、いわゆる名称変更の部分ということで、教務担当が変わる可能性はあまりないかもしれないのですが、今後、例えば名称、名前が変わる可能性は十分ありますので、運用としては名前を入れたまま配付するかもしれませんが、例規上の取扱いはそのようにさせていただきたいということです。

○**武井委員** 分かりました。では、これから変わる可能性があるのですね。

○**伊藤教育長** 例えば、ICT教育担当や情報教育セキュリティ担当というのはここ10年の間に入ってきたもので、それを毎年毎年こちらのほうで、本来なら文字を追加したり、削除したりでやってきたということなので、それ自体が規程に入っているというか、本来なら毎年毎年、定例教育委員会でこれは令和何年度は削除します、新たにこういうものを追加しますとやってきたと思うのですけれども、それを便宜上、毎年毎年、都度改正しなくても済むような様式に変えたいということだと思います。

○**濱田委員** すごく素朴な疑問というか、そもそもの疑問なのですけれども、表の中にある1から4全てを校務分担というのですか。

○**就学支援課長** 校務分担というのは学校の中の校務、お仕事を職員に分担していくのですが、これで全部網羅されているわけではなくて、例えば、机、椅子計画とか、いろいろな分掌がたくさんあります。そこは校長が定めて、そこに教員を配置、分担するんですが、ここに出ているものは大まかなもの、主要なものと考えていただければと思います。

○**濱田委員** 標題は校務分担の担当教職員等報告書でいいのですか。なぜかという、校務分担等の担当教職員報告書なのかなと思ったのです。例規の改正をするといっても、基本的にはエクセルシートか何かで各学校に依頼して、各学校で実情に合わせて、追加、改正できるようにしようということですよ。

○就学支援課長　そうです。

○濱田委員　では、1つのひな形ということでいいのでしょうか。分かりました。

○伊藤教育長　全体としては、教職員みんなで校務を分担して学校運営を進めることになります。例えば、1の総括教諭は名前よりも、問題は反対側なのです。所掌校務等と総括教諭は生まれたときはグループリーダーということなのです。総括教諭という名前だから、何らかのグループを率いて、その中心となる人物という役割が総括教諭の職務になるのです。そういう意味では、これも所掌校務に入るということです。だから、何々さんと名前が入ったら、これは保健安全のグループリーダーというふうに入るということなのです。2番目はたまたま校務分担そのものの名前になるのです。

ところが、学年担当や中学校の教科担当等の人たちも、みんな校務の中の1つなのです。そういう意味で、全体は校務分担の担当教職員等ということで理解できるということです。だから、2番目が校務分担担当教員でなく、校務所掌担当教員となったら、上とは全然違った名前にはなるのだけれども、全体が校務分担ということではあるのです。おそらく、学校教育法の中に職員は校務を分担してやることが定められていると思うのです。

○濱田委員　それで管理規程の中に入っているということですね。分かりました。

○伊藤教育長　ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長　ご質問等もないようですので、議案第10号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長　ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第10号を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4　議案第11号は、これから記者発表を予定している案件であります。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当することから、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第4について、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第４を非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会３月臨時会を閉会いたします。